和解について

生駒市は、簡易水道に関する訴訟(奈良地方裁判所平成17年(行ウ)第11 号事件及び平成19年(行ウ)第11号事件)について、下記のとおり裁判上の 和解を奈良地方裁判所において成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

(1) 原告

奈良県生駒市青山台491番地7

土 倉 幸 雄

奈良県生駒市壱分町1464番地13

宮内正厳(平成17年(行ウ)第11号事件のみ)

奈良県生駒市白庭台5丁目1番2号

遠 田 龍 美

奈良県生駒市白庭台5丁目1番2号

遠 田 日出子

奈良県生駒市鹿ノ台西2丁目9番地19

濵 川 正 弘

奈良県生駒市鹿ノ台北3丁目7番地12

多 田 元 子 (平成17年(行ウ)第11号事件のみ)

奈良県生駒市あすか野北1丁目7番1号

溝 川 信 子

奈良県生駒市高山町6117番地

久 保 秀 徳 (平成17年(行ウ)第11号事件のみ)

(2) 被告

奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長 山 下 真

2 和解の概要

- (1) 原告ら、被告及び利害関係人生駒市は、次項の確認事項のとおり確認する。
- (2) 原告らは、被告に対し、本件各請求を放棄する。
- (3) 利害関係人生駒市は、第1号において確認された内容を尊重し、生駒市の同和施策については、各施策の対象者を認定する方法及び手続についてはもちろん、そもそも一般施策に移行すべきものは移行し、時代の変遷と共に不必要となった施策については廃止する方向で、可及的速やかに見直しする。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 3 確認事項
 - (1) 事案の概要
 - ア 小平尾南簡易水道 (以下「本件簡易水道」という。)は、1959年 (昭和34年) 4月以降、南小平尾地区を対象に水道水の供給を行ってきた。 当初は、市長部局の所管であった。

その後、1981年(昭和56年)には、水道管破損や濁水処理に対処するためとして、本件簡易水道に係る事務を水道局が所管することとなり、生駒市長は、事務負担分の人件費として、一般会計から水道事業会計へ補助金を支出するようになった。

イ 1983年(昭和58年)には、本件簡易水道の原水を上水道に求める

こととなったが、上水道への統合は行われなかった。生駒市は、地元との合意に基づき、南小平尾地区に関しては、水道使用量10立方メートルまで1世帯1か月当たり400円、10立方メートルを超える部分については、1立方メートル当たり30円を従量料金として徴収するようになった。これは、生駒市水道事業給水条例(以下「水道条例」という。)及び生駒市簡易水道給水条例において定められる料金体系のいずれとも異なるものである。

他方、生駒市の簡易水道の5か所は順次上水道へ統合されていた。生駒市が、本件簡易水道についてのみ上水道に統合を行わなかったのは、「当時、国、生駒市において同和対策事業を推進していたこともあり、地元や議会との間の調整が困難であったという面があった」からである。

そのため、水道条例に基づく上水道の使用料金と実際の徴収額との間に 差額が生じ、生駒市長は、一般会計から水道事業会計に補助金を支出し、 これを補填してきた。

ウ 2002年(平成14年)3月末に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)が失効した後も、上記支出は続けられていた。

しかし、2004年(平成16年)11月、市議会で、この問題が追及され、これが契機となり、2005年(平成17年)3月末には、生駒市簡易水道給水条例は廃止された。

これを受けて、同年4月4日、生駒市水道事業管理者松山広治、元小平 尾南簡易水道組合の組合長及び南小平尾自治会会長との間で、簡易水道の 上水道への統合に係る覚書が締結され、南小平尾地区の水道料金を、漸 次、水道条例に規定する水道料金に近づけていくこととなった。

そして、最終的には、2007年(平成19年)3月末でこの猶予期間

が終了した。

(2) 地対財特法の失効との関係

ア さて、本訴訟ともかかわりの深い同和対策事業であるが、地対財特法の 失効した2002年(平成14年)4月1日以降は、可及的速やかに廃止 されるべきである。

また、とりわけ水道料金など市民に対し等しく負担を求めるようなケースで、その「減免」を行う場合には、行政の平等性、統一性の例外を認めることになるが故に、その判断はより厳格になされるべきである。

なお、施策の対象となる個々人の個別事情を考慮せず、特定の地域への 居住のみを要件とする施策については、裁量の範囲を逸脱し違法であると 判断した裁判例もある。

イ 本件の場合、未だ証拠調べを経ていないが、2002年(平成14年) 4月1日以降の補助金の支出のうち、少なくとも上水道料金の差額を補助 する部分については、特別それを肯定する理由がない以上、本来は廃止さ れるべきものであった。

また、2005年(平成17年)4月1日から2007年(平成19年)3月末までの間の一律減免についても、従前の不公正を是正する目的であり、経過措置という側面があったとしても、住民一人一人の個別事情を考慮せず、この地域一体で減免していることは、水道条例第35条の特別な理由があったとは解されない可能性も高い。

ウ 以上のような経過及び水道条例第35条の解釈に照らした場合、中本幸 一(以下「前市長」という。)や藤井清司(以下「前水道事業管理者」とい う。)の行為には、裁量権の逸脱の可能性もある。

しかし、長い間、このような同和対策事業が行われ、かつ、これを廃止 しなかったことに関して、前市長や前水道事業管理者に過失があるかどう かは、今後証拠調べをしなければその判断は難しく、それには相当な時間 が必要とされる。また、長年の同和行政の延長線の問題であったという面 も否定できない。

(3) 職務権限外行為の存在

なお、現時点で提出されている証拠からだけでも、様々な事情は存在したとはいえ、結果として、本訴訟で問題になっている補助金の支出に当たり、本来、決裁権限を有しない者が決裁を行っていたという事実は存在している。

(4) 和解を行うことの意味

もっとも、原告らは、究極的には、生駒市の必ずしも公正とは言い難い同和対策事業の将来における是正を切に願ってこの裁判を提訴している面もあること、そして、必ずしも前市長らからの賠償のみを求めているわけではないこと、現生駒市長も将来の生駒市の同和対策事業を見直すことにやぶさかでないこと等の事情を勘案し、今後、相当長期間にわたって生駒市と市民が係争することは双方にとって得策でないことを考慮し、和解することとなった。

平成19年9月7日提出

生駒市長 山 下 真